一般財団法人共立国際交流奨学財団 理事長 菊川 長徳 殿

文部科学省大臣官房長 戸谷 一夫 川上

文部科学省名義の使用許可について (回答)

平成27年4月13日付け共財・2015 - 公益・01で申請のあった標記については、下記によって実施して差し支えありません。

記

- 1 文部科学省名義の使用を許可する行事等の名称及び期日 一般財団法人共立国際交流奨学財団 主催 「第8回『日本語体験コンテスト in ホーチミン』」 平成27年8月29日
- 2 使用を許可する文部科学省名義 後援
- 3 文部科学省名義の使用を許可する期間平成27年5月28日 ~ 平成27年8月29日
- 4 守るべき事項等
 - (1) 行事等の事業計画を変更しようとするときは、直ちに届け出ること。
 - (2) 行事等が終了したときは、速やかにその事業報告書及び収支決算書を提出すること。
 - (3) 行事等の経費は、全て主催者が負担すること。
 - (4) 行事等の実施に当たり、文部科学省名義の使用を許可した趣旨に反すると認められる場合には、文部科学省は、その是正を勧告することができる。
 - (5) 行事等の内容又は主催者等が文部科学省名義の使用の許可を受けた後に著しく変更されたとき、文部科学省の信用を傷つける行為を行ったとき及び (4) の勧告に従わなかったときは、許可を取り消すものとする。